

るということでございます。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、これにつきましても議案第3号と同じで、財団法人秋田県市町村職員互助会の解散に伴い、改正するものでございます。

次のページをご覧ください。と思っております。

改正内容でございますが、第19条の4第2号を削除とするものでございます。

今回の改正になる第19条の4第2号は、秋田県市町村職員互助会への償還金なども給料から天引きができるというふうな規定でございましたが、解散に伴い、削除とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻教育次長。

○教育次長（辻 正英君） 議案第5号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由は、奨学基金の計画的な運用を行うため改正するものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例であります。

先の全員協議会でも資料を配付してご説明しております。ここ数年において、奨学金の貸与人数が年々増加傾向にあります。今後も厳しい経済状況の中においては奨学基金の希望者が増加するものと思われます。条例の目的を尊重し、有意義かつ効率的な基金の運用を行うため積立額を増額する必要があると判断し、条例の一部改正をするものであります。

改正の内容は、第3条の積立額の条文であり、条文中の基金の積立額を「1億6千万円以内」を「1億9千万円以内」に改めるものであります。

基金の増額については、平成25年度から3年間、毎年1,000万円を積み立てていく予定であります。

附則として、施行時期は平成25年4月1日からとしております。

以上、宜しくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 基金の増額は大変結構なんですけれども、全協の説明の中でありましたことについてちょっと質問をしたいと思います。

まず、説明の中では高校生の奨学生がほとんどなかったのかな、私が委員を務めていたときは高校生の奨学生もいたんですけれども、現在はどういうふうに、希望者がいないのかどうなのかということと、上限を15名にしていますけれども、必要があった場合、これは流動的であるのかどうなのか、その辺について確認をお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。辻教育次長。

○教育次長（辻 正英君） ただいまのご質問につきまして回答いたします。

高校生の奨学生につきましては、過去には若干名おりましたけれども、最近では応募する方がなくなってきております。また、応募した際には選考基準に基づきまして選考していきたいと思っておりますので。

あとそれから、応募者数15名ということの数字についてでありますけれども、今までですと、まず12名から15名の間で考えて、そして15名を超えてもまず基金の範囲内と判断された場合は採用してきたわけなんですけれども、ただ、今後の基金の運用状況を見ますと、15名を超えるとさらに増額が必要になってくるということが推定されますことから、

15名という枠で今後は運用していきたいという考えでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 15名というのは、これは口頭で15名にするというふうなことですけれども、これ規則とかそちらの方に文章的にも載せるのでしょうか。15名以上はもうできないということでしょうか。もう一度確認をします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず高校生につきましては、今、次長の方からお話ありましたように、学校ではこういう制度がありますということは必ず話すようにしておりますので、ただ最近は余り少なくなってきたということでもあります。

また、この15名につきましては別に人数を定めるということはしておりませんので、多ければ、合致すれば貸与するという考えであります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第6号、八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり制定する。

提案理由ですけれども、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、障害者自立支援法が改正されたため、条例も改正するものです。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例ですけれども、改正内容は、条例で引用している法律名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わったこと、もう1点はですね、法律で引用している「障害程度区分」という表記が「障害支援区分」という表記に変わるということで、今回改正するものです。

附則ですけれども、この条例は25年4月1日から施行するものなんですけれども、障害程度区分の改正規定については、平成26年4月1日から施行するという内容のもので

す。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私も勉強不足ですのでちょっと聞きたいんですけれども、程度区分から支援区分、これは日常生活とか社会生活の総合的な支援ということになると思うんですけれども、これに関する細かい諸々の法律とか、ことも変わってきているんでしょうけれども、ちょっと具体的な例を出してもらえれば助かりますが。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 具体的な個々のいうのはちょっと手持ち資料がありませんので、後でお聞きしながら、ちょっとこう出したいなと思います。

それで、法律的にはですね自立支援法から総合支援法という名称に変わってますけれども、中身的にはそんなに変わっておりません。ただ大きな変更点としてはですね、在宅の重度障害で今まで身体障害者として取り扱われなかったような方にもこの障害サービスが受けられると、そういう拡大の方向を示されております。

この認定区分と、それから支援区分の関係ですけれども、国の方でのいわゆる受け止め方というんですかね、認定区分とよりも総合的に支援すると、そういう方向性の中で表記が改正になったと理解しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第7号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由ですけれども、前議案第6号と同じようにですね障害者自立支援法が改正に伴って条例も改正するものです。

次のページご覧いただきたいと思います。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例ですけれども、改正内容につきましては、条例の別表第1に定めてある「障害程度区分認定審査会委員」という表記を「障害支援区分認定審査会委員」に改正するものです。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第8号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由ですけれども、検診手数料を軽減することにより、がん検診受診率の向上を図りたいと考えて改正するものです。

次のページをお開き願いたいと思います。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例ということで、改正点ですけれども、条例別表に掲げてある検診手数料について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間は、いわゆる一検診につき全て500円とし、受診者の負担を軽減したいということで提案するものです。その内容となっております。

この表の中です。具体的に変わった部分を申し上げますと、特定健康診査の基本的な検診、胃がん検診、それから子宮頸がん検診、乳がん検診のマンモの2方向、これがそれぞれ現在は1,000円になっていますけれども、これを500円にするもの、それから簡易検査の現在は800円ですけれども、これも500円と改正するという内容のものです。

この条例は、公布の日から施行したいと思っています。

宜しくお願いします。

○議長(須藤正人君) これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、課長から説明ありまして、大変結構なことでありますし、このとおりやってもらいたいわけでありましたが、ただ提案理由なんですけども、がん検診のこれを下げたからといってそんなに検診率向上されるものなんですか。何か今お話あったように、受診する人が受診しやすいようにするために経費を安くするのだというような形であればいいような気がするんですが、ここを下げたから検診率を向上させるということになりますと、もし仮に検診率の向上が見られない場合にですね、料金だけ下げて検診率が上がらなかったということになるとちょっとまずいんじゃないかなという気がしますので、これはこれでいいわけですが、頑張っ、料金を下げたからあといいということではなくですね、やはり検診率向上させるためにはいろんな手段があると思いますから、いろいろな工夫をしながらですね検診率の向上を図っていただければというようなことにちょっとだけ注文をさせていただきたいと思います。

以上です。答弁はいりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今、皆川議員と同じようなお話になると思いますけども、提案理由が受診率の向上を図るため、こうなっているんですが、それこそ手数料を下げたからってそんなに受診率の向上に私は繋がるとは思わないんですね。予算編成の方針の所にね、検診の大切さの啓発、それから受診勧奨等を積極的に行うと、こうなっていますけども、これの方にやっぱりこう重きを置いて、一人でも二人でも多く受診者が会場に足を運んでいただくということの方がずっと大切なような気がいたします。どうか受診率の改定等合わせてですね、こっちの方にも大いに力を入れていただきたいと、こう思います。

それこそ答弁はいりませんので。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） ワンコイン検診ということで、大変これは前向きな取り組みだと私は評価いたします。

ただ、先ほどから述べられているように検診する人をどのように運んでくるか、バスの利用もしているようですけども、もっと交通手段を考えてあげて利用してもらいたいということと、それから障害者も呼びかけて大いに検診に参加するように呼びかけてほしい、これをお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君）　そうですね、これ料金下げたから、先ほど来なんですけれども、それこそどのぐらい上がるかというのは非常に私も、目標値を示しなさいと言われればできませんけれども、トータル的に今、先ほど議員の皆さんがおっしゃったような内容等踏まえてですね、向上には努めていきたいと思えます。

それで今、見上議員の方からお話にも、質問がありました交通手段等に関しても、バスの送迎等、あるいは、迎いの連絡あればその人方を迎えに行ったりはしていますので、そういう面でも、もし皆さんの活動、私たちが今後ですけれども活動の中で、そういう困っている方がいた場合は役場に問い合わせすればできるんですよというようなことをお話していただければと思っています。

以上です。

○議長（須藤正人君）　ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん）　これは議員の役目でなくて当局の役目です。しっかりと周知して、文章で皆さんに流してほしいと思います。

○議長（須藤正人君）　当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君）　じゃあすいません、ちょっと訂正させていただきます。

いずれ私方もですね文章、広報、チラシ等、それから保健衛生委員を通じたり、全戸配布とかでいろいろやっています。そういう面でもし物足りない面があったら、また皆様からもお知らせ願えれば、できるものに対しては取り組んでいきたいと思っています。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君）　ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君）　異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。1時、再開いたします。宜しく願いいたします。

午前11時57分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第9号八峰町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第9号、八峰町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由ですけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、市町村に対策本部の設置が義務づけられたため、本条例を制定するものです。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町新型インフルエンザ等対策本部条例です。

条例の内容について要約して説明します。

まず第1条の目的ですけれども、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づいて、八峰町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要なことを定めるということを目的としております。

第2条の組織ですが、対策本部における本部長、副本部長、本部員の役割を規定しているほか、本部に必要な職員を置くことができる旨、規定しております。

なお、法律の規定により、町長が本部長となります。本部員は、副町長、教育長、それから八峰町の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員、及び町職員の中から町長が指名する者で本部は構成されます。副本部長は、本部長が指名した者となります。そういう法律の規定となっております。

それから、第3条の会議ですけれども、必要に応じて本部長が対策会議を招集する旨、それと町職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる旨が規定されております。

第4条の部ですけれども、本部長は、必要に応じて対策本部に部を置くことができる旨、規定しております。

それから、第5条の雑則ですけれども、本条例に規定するもののほか、対策本部に必要な事項に関しては本部長が定める旨、規定しております。

条例の施行日ですけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものです。

なお、施行日については、まだ国の方からこの法律が施行になりましたという連絡ありません。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 市町村対策本部員ということで、ここに書かれてないんですが、ここは町営の診療所を持っていますので、ここにはっきりと診療所の医師が入るとか、ここを明記しないんでしょうか。その点をお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

法律の規定の中では、いわゆる本部員に関しては町職員、いわゆる地方公務員、役場の場合ですと地方公務員の身分を持っている方というふうに読み取れております。

それで、診療所の医師云々ということなんですけれども、これにつきましては現行であれば秋元先生が町職員としてなっているんですけれども、この本部員の構成がどういう、町職員の中でどういう構成になるかは今後の検討課題となっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） この法律が何のためにできたのか、新たに国でできて、その町内版がこういう条例になるんだと思うわけですが、はっきりした目的、こういうためにこういう時にこういう活動をする、あるいは、ここに新型インフルエンザってあるんですが、今年もインフルエンザが流行したわけですが、その新しい、全く新しいインフルエンザのことを指してそういうインフルエンザが出た時にその対策を協議する会なのか、本来の目的と権限と、その辺のもうちょっと詳しい実際のこの対策本部の機能、これをお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えしたいと思います。

この法律ができた背景なんですけれども、先般の全員協議会、開催した折ですね、私の方の資料として新型インフルエンザ対策条例の説明の中に、国でこの何ていいますか、法律を制定した経緯、目的を記載しておりますので、この部分については後でご覧いただきたいと思います。

それで町の役割の関係なんですけれども、順序として国の方で、その前にもう一つ新型インフルエンザの関係なんですけれども、この法律で想定している新型インフルエンザ等というものについても全協の資料の中に書いてます。それで、新型インフル、いわゆる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中で規定している新型インフルエンザ、それから再興型インフルエンザ、それから新感染症ということで、これは全く文章だけでなっています。ですから現時点ではどういう病気云々というのは書いてませんけれども、いずれこういう、何といいますか未知というんですかね、今まで遭遇した時のない、あるいはずっと過去に非常に感染して大変な被害があったと、そういうようなものが発生した時、対策、国の方で対策本部を設置します。同時に、国がつくった段階ではもう県の方でも対策本部をつくります。町の方では、いわゆる緊急事態宣言、国の方で出すと思うんですけれども、それが出された時点で対策本部を設置しなさいというのが法的な流れとなっております。

それで、町の方で具体的にじゃあどうなるのかということなんですけれども、ここでは触れてませんが、いわゆる行動計画というものを策定する、と法律ではなっています。行動計画。それでその行動計画というのは、まず国の方で作ります。国の方で作ったものを、県はそれを基に県の行動計画を作ります。市町村の場合は、その県の行動計画に基づいて市町村の行動計画を作りなさいと、こういう順序でなっています。それで県の方にちょっと確認しましたがけれども、県の段階では、まだ国から、国の行動計画そのものが示されてないので県で作れてないと。ですから、県の方で作った段階で市町村の方にも流すと、そういうふうな今の状況です。

ここで、市町村でどういうことを取り組むのかというのは行動計画に盛り込まれるんですけれども、今考えられているのは、主に感染症に対する周知、注意喚起、それらとあわせてですね予防接種、これらが、予防接種の取り組みですね、これらが柱になるんじゃないかというふうに今の段階では考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第10号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございます。道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布により、条例を改正するものです。

次のページをご覧ください。

この改正には、道路法施行令第7条第2項に「太陽光発電設備及び風力発電設備」の追加、それから、第3号に「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」が追加されました。この追加により、旧第2号からが2号ずつ繰り下げする改正です。

表中の上の方の表ですが、「令第7条第2号」が「令7条第4号」に改正です。それから、下の表になりますが、「令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料」、これが下の方になりますが「令第7条第4号」と「第5号」に改正です。それから、「7条の4号に掲げる仮設建設物及び同条第5号に掲げる施設」が「第7条の6号」と「7号」になります。それから下の方ですが、「令第7条第2号に掲げる物件」、「令7条第3号に掲げる物件」、これが追加になります。

この条例は、平成25年4月1日からの施行です。

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第11号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、ご説明いたします。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。地域主権改革一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、介護保険法が一部改正され、現在、厚生労働省令で定められている指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について、市町村条例で定めることとされたことにより、本条例を制定するものでございます。

次のページから、目次から始まってございます。かなりのボリュームですので概要だけ説明したいと思います。

第1章が総則でございます。第2章が定期巡回・随時対応型訪問介護看護。第3章が夜間対応型訪問介護。第4章、認知症対応型通所介護。第5章が小規模多機能型居宅介護。第6章が認知症対応型共同生活介護。第7章が地域密着型特定施設入居者生活介護。第8章が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。第9章が複合型サービスとなっ

てございます。

内容につきましては、各事業のグループホームで実施している事業の基本方針及び人員、設備、運営に関する基準を定めたものでございます。条例の条文につきましては、厚生労働省の条文と同じものとなっております。

以上、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤正人君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今まで国で管理していた条例が地域主権改革一括法ということで市町村に下りたと思うんですけども、この膨大な条例を市町村が抱えることで、条例ですので条例違反すればすぐ議会とかいろいろ引っかかるところがあると思うんですが、これを管理するに当たって今の職員でこういうことができるのかどうなのか。例えばですね、第5章の100人以上のところ指定小規模多機能型居住介護事業者は、ということで、非常災害に関する具体的な計画を立てて、最後の方には定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないというふうなことが書かれてますけれども、こういうことも市町村でいろいろ調整したりする役目になるわけですか。そこを今の職員で足りるのかどうなのか、できるのかどうなのか、その辺も含めてちょっとお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 見上政子議員にお答えします。

条例に関しては、国の条例、国のものがそのまま条例化されたもので、八峰町ではグループホームだけが対象になってございます。ですから、小規模多機能とかは八峰町ではございません。ですから、今の体制では6施設のグループホームが対象になってございます。ですから、うちの方で新たにグループホームが設置された場合、うちの方でこの基準に合わせて指定するかどうか判断しますので、今の対応では私は現人数で対応できるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） グループホームだけ対象ということで、この小規模多機能が今八峰町にはないということだと思うんですが、例えばグループホームの中にそういう災害のための訓練をしなくちゃいけないとかそういうふうな項目が、私たまたま小規模の

ところで避難訓練どうなってるのかなと思って調べたら、小規模の方にはあったんですけども、グループホームの所にはそういう避難訓練とか、それからしなくてはいけないとか、そういうふうな条項はなかったですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 質問にお答えします。

いずれグループホームだけでなく、特養とか、今、八峰町にはございます。それで避難訓練、それから津波対策のそういうマニュアルは作ってございます。ですから、条例の中にはなくても、基本運営の所に避難訓練とかそういう実施することは規定されてございます。それから火災に関しては、当八峰町のグループホームに関しては全ての施設についてスプリンクラーが設置されてございます。

ですから今後検討なるのが、ハザードマップで津波が29分ですか、八峰町に14mの高さが来る。そういう状況になった時に八峰町の各施設の避難訓練とかは見直しかける必要が出てくると思います。その時は私の方で指導にまいります。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） この条例はですね国からの条例そのものだということなんですが、例えばですね42条に記録の整備というものがあってですね、これには会計とかの諸帳簿を記録することになっておるわけですが、第2項において2年間の保管だということなんですが、2年間というのは余りにも短すぎるなど。普通まず会計というのは、いろんなこの制度の中で5年、最低でも5年ぐらいは保存期間あるかと思うわけですが、この点だけですね2年ということは非常に短くてですね、仮に不適正な支払いとかですね経理処理があった場合というものが、その3年分のさかのぼることができなくなるわけですね。そういったことを考えるとですね、やはりここは、国からの押しつけのまず条例だと言いながらもですね、やっぱり会計というのはしっかり保存期間というのは定めておくべきで、やっぱり5年は最低必要ではないかなということ、私はこの5年ということに変更して条例を変えていただきたいなと思いますが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 9番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。